

令和7年度 保育施設入所のご案内



海 田 町
(福祉保健部こども課)

※注意※

昨年度からの変更点があります。
申込前に案内をよく読んでからお申込み下さい。

●主な変更点と詳細の掲載ページ

- ・休憩時間の取り扱い . . . 5ページ
保育の必要量の算定時に休憩時間を勤務時間を含むこととしました。
- ・育児休業明けの入所予約の廃止 . . . 6ページ
年度途中の入所希望者の年度当初からの入所予約を廃止します。
- ・育児休業取得時の継続入所 . . . 17ページ
育児休業を取得した場合に年齢問わず継続して利用できるようになります。
- ・転所申込 . . . 2ページ
保育施設に入所中の児童が入所中の施設を退所することなく転所を希望する申込が出来るようになります。
- ・申込書記入上の注意 . . . 11・12ページ
きょうだい同時の申込や、入所できなかった場合の育休延長に関する希望などについて記入方法の説明を追加しました。

§ 利用のための認定が必要になります

保育所，認定こども園や幼稚園などの利用を希望する保護者の方には，利用のための認定を受けていただく必要があります。

海田町が認定する3つの区分に応じて，利用できる施設（保育所，認定こども園や幼稚園など）が決まります。

認定区分について

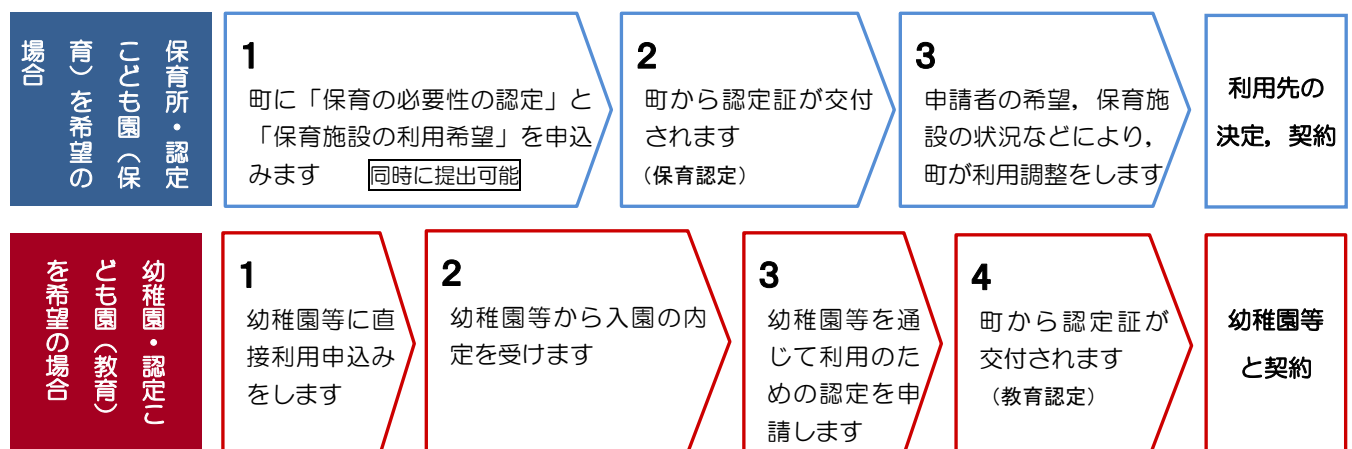
認定区分	年 齢	認定要件	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上	教育を希望する場合	幼稚園，認定こども園 （幼稚園部分）
2号認定 満3歳以上・保育認定	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し， 保育を希望する場合	保育所，認定こども園 （保育所部分）
3号認定 満3歳未満・保育認定	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し， 保育を希望する場合	保育所，認定こども園， （保育所部分）， 地域型保育※

※令和6年12月時点において，海田町に地域型保育を行う事業者はありません。

施設の種類について

施設の種類	保育所	認定こども園		幼稚園
		保育部分	教育部分	
施設の概要	就労などのため，家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設です	保育所と幼稚園の機能や特徴をあわせ持つ施設です		保護者の就労にかかわらず利用できる教育施設です
対象年齢	0～5歳児	0～5歳児	満3～5歳児	満3～5歳児
保育の必要性	○	○	×	×
預かり保育	×	×	○	○
延長保育	○	○	×	×

§ 利用手続きの流れ



保育所・認定こども園（保育部分 2・3 号認定）（以下「保育施設」）とは

保護者が働いている、または疾病などのために、児童を日中家庭で保育することができないとき（「保育の必要な事由」に該当）、必要な時間、保護者にかわって保育するところです。

小学校入学準備のため、集団生活を体験させるため、あるいは下の子どもの保育に手がかかるといふことなどの理由では入所の対象とはなりません。

入所申込みのできる方（保育の必要な事由のある方）

海田町内に住所があり、集団保育が可能な児童で、保護者が次のいずれかの事情に該当する場合に限ります。ただし、入所ができるのは、生後6ヶ月を経過した翌月1日からとなります。

- （１） 保護者が、居宅外または居宅内で仕事をしている場合（ひと月15日以上かつ1日4時間以上の労働）
- （２） 母親が出産前後の場合（概ね産前2ヵ月、産後2ヵ月間）
- （３） 保護者が、疾病もしくは身体・知的又は精神障害がある場合
- （４） 長期にわたる病人や心身に障害のある人を常時介護又は看護している場合
- （５） 災害があった場合
- （６） 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合（入所日から90日目の属する日の月末まで）。
- （７） 学生または職業訓練生で、月15日以上かつ1日4時間以上在学する場合（自宅学習を除く）
- （８） 虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある場合
- （９） その他（1～8に類する状態にある場合）

※育児休業中は、原則、保育を必要とする事由に該当しないため、入所できません。

※ひと月14日以下及び1日4時間未満のパートは、保育を必要とする事由とみなされません。

※ 求職中で入所をした場合、入所日から90日目の属する月末までに就労証明書の提出がない場合は退所となりますので、ご注意ください。なお、求職中での入所は、原則、一年度に1回となります。（年度が異なっても、連続での入所はできません。）

※ 就労予定で入所した場合、採用後2週間以内に「就労証明書」を提出することにより、継続して入所することができます。ただし、採用後2週間以内に「就労証明書」を提出できない場合は、入所承諾期間の最初の月の月末（1か月間のみ入所）で退所となります。

転所申込

現在海田町内の認可保育施設に入所中の児童が、他の施設に転所を希望する場合は転所申込をすることができます。

●新しく保育施設への入所を希望する人を優先するため、転所申込の審査については優先度ランクが1～2下がります。

●転所が保留となる場合、在籍している施設に継続して通うことができます。

●転所が決定した場合、在籍していた保育施設は**必ず退所**することとなります。空いた枠には同時に別の入所希望者の入所を決定しますので、転所を辞退しても継続して通うことはできません。

●次に該当する方は転所申込をすることはできません。

- ・ 育児休業時の継続利用
- ・ 求職活動中
- ・ 18歳以上65歳未満の同居の親族その他の者が「保育の必要性に係る事由」に該当しない場合

幼稚園・認定こども園（教育部分 1 号認定）（以下「幼稚園等」）とは

満3歳から小学校就学前の時期に達するまでの児童が利用できます。保育所等と違い、保育の必要な事由に該当する必要はありません。

入園手続き

希望する幼稚園等へ直接お問い合わせください。

利用者負担額

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償化となります。ただし、施設型給付を受けない幼稚園の保育料については、月額25,700円を上限に無償化の対象となります。また、実費徴収（制服、教材費等）にかかる部分は無償化の対象外です。

	施設型給付幼稚園・認定こども園 （教育部分）		施設型給付を受けない幼稚園		認可外保育施設等
	教育	預かり	教育	預かり	
3～5歳児	無償	上限 11,300 円 まで無償	上限 25,700 円 まで無償	上限 11,300 円 まで無償	上限 37,000 円 まで無償
満3歳児	無償	有償	上限 25,700 円 まで無償	有償	
満3歳児 （市町民税 非課税世帯）	無償	上限 16,300 円 まで無償	上限 25,700 円 まで無償	上限 16,300 円 まで無償	
0～2歳児 （市町民税 非課税世帯）					上限 42,000 円 まで無償

幼稚園等に関するお問い合わせ先

幼稚園	海田幼稚園	日の出町 5-28	082-823-5635
	海田みどり幼稚園	南幸町 12-4	082-822-4359
	東海田幼稚園	寺迫一丁目 4-12	082-822-7576
認定 こども園	こうわ認定こども園海田	畝二丁目 15-23	082-821-2500
	みどりのもりこどもえん	南幸町 11-3	082-821-2340
	こうわ認定こども園海田第二	西浜 3-21	082-516-7005

預かり保育の無償化について

保護者の就労など、家庭の事情により通常の教育時間前後での「預かり保育」を利用する場合、あらかじめ「子育てのための施設等利用給付認定」を受けることで、預かり保育が無償化となります。

「子育てのための施設等利用給付認定」を受けるには、保育を必要とする事由に該当する必要があります。必要書類を準備した上で、幼稚園等に申請を行ってください。

(1) 対象児童

保護者の就労等により、保育を必要とする満3歳～5歳児

(2) 保育を必要とする事由と必要書類

父母及び18歳以上65歳未満の同居している全員についてそれぞれ必要です。

事由	証明するための書類
①就労	就労証明書（月15日以上かつ1日4時間以上）
②妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページの写し）
③育児休業	就労証明書
④疾病・障がい等	診断書、障害者手帳の写し（交付を受けている方）
⑤看護・介護	要介護人等の診断書、障害者手帳の写し（交付を受けている方）
⑥災害復旧	り災証明書
⑦就職活動	求職活動申立書
⑧就学	在学証明書

※このほかにも、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

(3) 無償化の計算方法

「450円×利用日数」で計算

※月額上限 新2号認定を受けた3～5歳児：11,300円

新3号認定を受けた満3歳児：16,300円

※申請があった日より前の預かり保育料については無償化の対象となりません。

※利用料が対象額を超える場合の差額は、保護者負担となります。

【例】預かり保育の利用日数が5日の場合

無償化の対象額：450円×5日＝2,250円

①預かり保育の利用料が2,000円の場合 ⇒ 無償化：2,000円

②預かり保育の利用料が3,000円の場合 ⇒ 無償化：2,250円（対象額）

保護者負担額：750円

保育の利用時間

保育の必要量によって利用できる時間が、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。保育を必要とする事由別の保育の必要量については、下表をご覧ください。

保育認定事由	利用時間（保育の必要量）	
	保育標準時間（11 時間） （7:15～18:15）	保育短時間（8 時間） （8:30～16:30）
①就労	月 120 時間以上の就労	月 60 時間以上の就労
②妊娠・出産	○	
③疾病・負傷・障がい	○	
④介護・看護	月 120 時間以上の介護・看護	月 60 時間以上の介護・看護
⑤災害復旧	○	
⑥求職活動		○
⑦就学・職業訓練	月 120 時間以上の授業等	月 60 時間以上の授業等
⑧虐待・DV	○	
⑨育児休業時の継続利用		○
⑩市町村長が認めるもの	状況に応じて認定	

※ 父母のどちらかが保育短時間の要件であれば、「保育短時間」での認定になります。

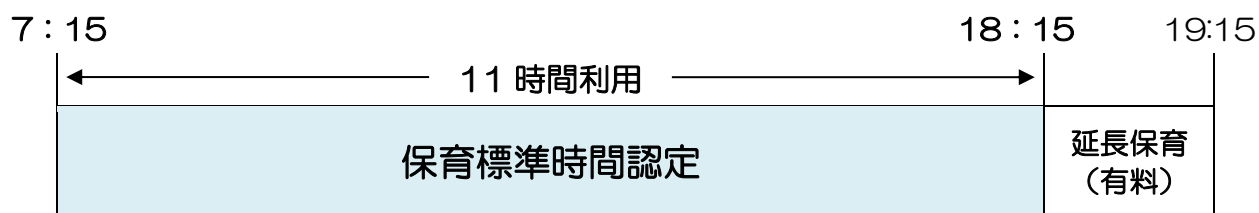
※ ①、⑦については休憩時間を含みます。

※ 「保育標準時間」の要件にも関わらず、保護者が「保育短時間」の利用を希望する場合は、「保育短時間」として認定します。〔⑧虐待・DV は除く〕

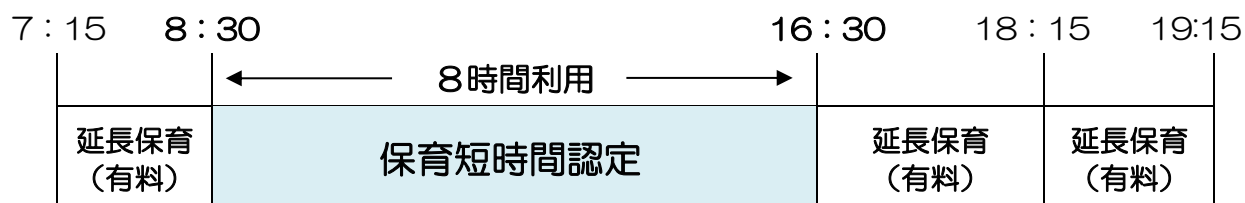
※ 「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育料は異なります。

【保育の利用時間（イメージ図）】

＜保育標準時間認定の場合＞



＜保育短時間認定の場合＞



※保育の必要量に応じた認定区分で利用できる時間帯を超える場合は、「延長保育」となります。

申込み受付

(1) 当初申込受付【第1回受付】

受付対象：令和7年4月入所

※ 令和7年度から、育児休業明けで年度途中（令和7年5月～令和8年3月）に入所を希望する方の入所予約は行いません。令和7年度については、第1回受付期間に申込みの受付は可能ですが、入所決定は随時申込の方と同時期となります。（令和8年度以降は随時申込のみ。）また、出産予定の方は申込みできません。

受付期間：令和6年12月2日（月）～24日（火）

受付時間：平日8時45分～17時（閉庁日を除く）

受付場所：海田町役場 こども課 2階 6番窓口

◇最終週は大変混み合います。早めの申込みにご協力ください。

(2) 当初申込受付【第2回受付】

受付対象：令和7年4月入所

※ 令和7年度から、育児休業明けで年度途中（令和7年5月～令和8年3月）に入所を希望する方の入所予約は行いません。令和7年度については、第2回受付期間に申込みの受付は可能ですが、入所決定は随時申込の方と同時期となります。（令和8年度以降は随時申込のみ。）また、出産予定の方は申込みできません。

受付期間：令和6年12月25日（水）～令和7年2月28日（金）

受付時間：平日8時45分～17時（閉庁日を除く）

受付場所：海田町役場 こども課 2階 6番窓口

(3) 随時申込受付

上記当初申込受付終了後は随時入所申込を受付けます。

受付対象：令和7年5月～令和8年3月入所

受付期間：入所希望月の前月10日まで

（10日が土・日・祝日で閉庁日の場合は、直前の開庁日まで）

受付時間：平日8時45分～17時（閉庁日を除く）

受付場所：海田町役場 こども課 2階 6番窓口

- 入所については、原則、各月1日からの利用開始となります。
- 育児休業明けで年度途中（令和7年5月～令和8年3月）の入所希望については、随時申込受付となります。入所希望月の前月10日までに申込み下さい。
- 他の保育施設に転所希望の方についても、転所希望月に応じて上記の申込期間に転所申込をすることができます。



申込みに必要な書類

①～④の全ての書類が必要です

① 令和7年度支給認定申請書兼保育施設入所申込書（児童1人につき1枚必要です。）

② 「保育が必要な事由に該当する」ことを証明する書類

【父母及び18歳以上65歳未満の同居している全員についてそれぞれ必要です。】

正社員 ※健康保険の被保険者本人に限る		- 就労証明書 【シフト勤務、変則勤務の場合】 直近1ヵ月のシフト表又はローテーション表等
派遣・パート		
育児休業取得者		- 就労証明書 〔※育児休業の取得、復帰後の予定勤務内容について記載してください。〕 ※復帰後は、2週間以内に復職後の勤務の記載のある就労証明書を提出していただきます。
自営	中心者 ※株式会社や有限会社の 代表取締役の方は 『正社員』となります	- 就労証明書 - タイムスケジュール（町指定様式） - 自営業を証明する書類〔確定申告書の写し（屋号あり）、営業許可証、開業・廃業等届出書の控え、請負契約書など〕
	協力者	- 就労証明書 - タイムスケジュール（町指定様式） - 直近3ヵ月の給与明細書（日数・時間数入りのもの）
内職		- 就労証明書 - タイムスケジュール（町指定様式） - 直近3ヵ月の受注状況が確認できる書類
保護者の 疾病・障害		- 診断書（町指定様式） - 障害手帳等【障害者手帳等の交付を受けている方】
介護・看護		- 要介護人等の診断書（町指定様式） - 障害手帳等【障害者手帳等の交付を受けている方】 - タイムスケジュール（介護内容等を詳しく記載してください）
災害		り災証明書
出産前後		- 母子健康手帳の表紙及び出産予定日の欄の写し ※育児休業期間中は入所できません。
求職		- 求職活動状況申立書 - 今後の求職活動計画書
学生		- 在学証明書 - カリキュラム（出席日数・時間数入りのもの） - タイムスケジュール

※ダブルワークや2つ以上の事由に該当する方は、タイムスケジュールを提出してください。

※現在就労中の方でも、妊娠中の場合は、産前産後に必要な書類をあわせて提出してください。

※なお、必要に応じて、上記以外の書類を提出していただくことがあります。

※就労証明書・タイムスケジュール・診断書・求職活動状況申立書は海田町の様式で提出してください。海田町ホームページからダウンロードできます。

③ その他

- ・障害者手帳または療育手帳等（在宅障害児（者）のいる世帯のみ）
- ・マイナンバーを確認できる書類

※提出を省略できる場合があります。詳細はこども課までお問い合わせください。

④ 転入予定であることを確認できる書類（入所希望月の1日までに海田町に転入手続を完了する方のみ）

- ・転入先の記載のある契約書等（賃貸契約書、不動産購入契約書等）

※転入手続完了までは入所決定及び入所保留は仮決定となります。入所決定後の保育施設での入所面談や正式な通知の送付のため、なるべく入所希望月の前月20日までに転入手続を完了しこども課で手続きしてください。

⑤ 保育料口座振替依頼書（※押印必須）

- ・ゆうちょ銀行以外用・・・3枚複写の用紙
 - ・ゆうちょ銀行用・・・A4の用紙
- } どちらかを提出

※ゆうちょ銀行以外用の3枚複写の用紙はホームページに掲載できないため、窓口でお渡しします。

※私立認定こども園の保育料及び副食費、私立保育所の副食費は施設で徴収するので海田町が口座振替を行いません。希望施設によっては口座振替依頼書の提出が不要な場合があります。

※口座振替依頼書の添付がない場合も入所申込は受付けることができますが、口座振替依頼書の提出が遅くなると、初回の口座振替に間に合わない場合があるので、なるべく早めに提出してください。

書類提出に当たっての留意事項

- ◆ 入所のための虚偽の住民票の異動などは認められません。
- ◆ 同一世帯で2人以上の入所の場合は、②～④の添付書類の提出は1部を最年少児の申込書に添付してください。（上の子が既に入所している場合も同じ）
- ◆ 証明書等の書類は、入所申込の締切日時点で、発行から3ヶ月以内のものが有効です。
- ◆ 申込後に、住所・就業内容・家族状況等、申込内容に異動を生じた場合は必ず届出てください。



入所の決定について

保育認定後、利用調整により入所先を決定します。保育の必要な事由に該当しない場合は、入所が認められません。

利用調整とは、保護者の保育を必要とする事由の状況に応じて、利用できる保育施設を海田町が調整することです。

(1) 令和7年4月入所 1回目の利用調整

対象：令和6年12月24日（火）までに申込みをされた方

令和7年2月下旬頃に入所承諾通知または入所保留通知を送付します。

※入所決定後に入所を辞退する場合は、速やかに、こども課に「保育施設入所辞退届」を提出してください。提出がない場合は、保育料等を納付していただくことになります。

(2) 令和7年4月入所 2回目の利用調整

対象：1回目の利用調整で保留となった方

令和6年12月25日（水）～令和7年2月28日（金）に申込みをされた方

令和7年3月下旬頃に、入所承諾通知または入所保留通知を送付します。

※1回目の利用調整で保留となった方は、申込書の提出は必要ありません。

※1回目の利用調整で保留となった方で、希望保育施設を変更したい方は、令和7年2月28日（金）までにこども課で、変更の手続きを行ってください。

(3) 令和7年5月以降入所 随時利用調整（各月1日入所）

対象：入所希望月の前月10日まで（10日が土・日・祝日で閉庁日の場合は、直前の開庁日まで）に申込みをされた方

入所可能月の前月20日ごろに、入所承諾通知または入所保留通知を送付します。

※1回目及び2回目の利用調整で保留となった方は、申込書の提出は必要ありません。

※1回目及び2回目の利用調整で保留となった方で、希望保育施設を変更したい方は、入所希望月の前月10日までにこども課で、変更の手続きを行ってください。

- 希望者が多数の場合は、希望する保育施設へ入所できない場合があります。
- 入所を承諾された方は、入所が決定した保育施設で準備物などの入所説明会または入所面談を行います。面談等が終了するまでは保育施設を利用出来ませんのでご注意ください。
- 保育施設によっては入所後に、ならし保育（5日～2週間程度）が必要な場合があります。
- 第1希望以外の保育施設に入所決定した場合などに入所を辞退することは、利用調整に支障をきたすだけでなく、他の入所希望者にも非常に迷惑な行為となります。入所が決定したら必ず通うことができるかどうか（立地・費用面など）考慮した上で希望保育施設を記入してください。入所を辞退された場合、当該年度内の利用調整において優先度ランクを下げて調整します。

《入所調整スケジュール》

申込	入所希望月	申込締切	入所調整結果 送付時期
当初申込受付 (第1回受付)	令和7年4月	令和6年12月24日	令和7年2月下旬
当初申込受付 (第2回受付)	令和7年4月	令和7年2月28日	令和7年3月下旬
随時申込受付	令和7年5月	令和7年4月10日	令和7年4月20日頃
	令和7年6月	令和7年5月9日	令和7年5月20日頃
	令和7年7月	令和7年6月10日	令和7年6月20日頃
	令和7年8月	令和7年7月10日	令和7年7月20日頃
	令和7年9月	令和7年8月8日	令和7年8月20日頃
	令和7年10月	令和7年9月10日	令和7年9月20日頃
	令和7年11月	令和7年10月10日	令和7年10月20日頃
	令和7年12月	令和7年11月10日	令和7年11月20日頃
	令和8年1月	令和7年12月10日	令和7年12月20日頃
	令和8年2月	令和8年1月9日	令和8年1月20日頃
	令和8年3月	令和8年2月10日	令和8年2月20日頃

※結果送付時期は目安です。

※就労証明書等の書類は入所申込の締切日時点で、発行から3ヶ月以内のものをご提出ください。

申込書の記入上の注意点

【入所希望保育施設の欄の記入について】

希望保育施設を記入してください。第1希望～第10希望まで記入することができます。

希望者が多数の場合は、希望する保育施設へ入所できない場合があります。

- 『希望保育施設に空きがない等 入所が困難な場合』の欄について、「入所できればどこでも良い」または「希望保育施設に空きがでるまで待つ」のどちらかにチェックをしてください。
この欄の意向によって、利用調整の方法が異なります。

「入所できればどこでも良い」の場合

希望保育施設欄に記入した保育施設に空きがない場合は、記入していない保育施設を含め、利用調整を行います。

- ①希望保育施設から利用調整を行う。⇒入所可能な場合⇒入所決定
⇒空きがない場合⇒②へ
- ②全ての施設から利用調整を行う。⇒入所可能な場合⇒入所決定
⇒空きがない場合⇒入所保留

「希望保育施設に空きがでるまで待つ」の場合

希望保育施設欄に記入した保育施設のみ利用調整を行います。

- ①希望保育施設から利用調整を行う。⇒入所可能な場合⇒入所決定
⇒空きがない場合⇒入所保留

- 『きょうだいで同時に申し込む場合の、きょうだい別々の保育施設の入所について』の欄について、「可」または「不可」のどちらかにチェックをしてください。

「可」の場合でも、原則同一施設の入所を調整しますが、同時かつ同一施設に空きがない場合の希望について（ ）内の当てはまる方にチェックをしてください。

（時期： 同時のみ 又は 別時期可 / 入所施設： 同施設のみ 又は 別施設可）の場合

- ・きょうだいが別の時期、別の施設でもよい

空きがない場合は、先に一方だけ入所し、もう片方は希望保育施設のいずれかに空きが出るまで待ってもよい

（時期： 同時のみ 又は 別時期可 / 入所施設： 同施設のみ 又は 別施設可）の場合

- ・きょうだいが同じ施設であれば、時期は別でもよい

空きがない場合は、先に一方だけ入所し、もう片方はきょうだいが入所した施設に空きが出るまで待ってもよい

（時期： 同時のみ 又は 別時期可 / 入所施設： 同施設のみ 又は 別施設可）の場合

- ・きょうだいが同じ時期であれば、施設は別でもよい

空きがない場合は、きょうだいが別々の施設でもよいので、希望保育施設のいずれかに同時に空きが出るまで待ってもよい

不可（同時/同施設のみ）の場合

- ・きょうだいが同じ時期、同じ施設を希望

空きがない場合は、きょうだいが同時に入所できる施設に空きが出るまで待ってもよい

※別時期可は、入所できなかった方のお子さんを幼稚園や職場の託児施設等に預ける場合などが考えられます。どちらのお子さんを優先するか希望がある場合は申込書提出時にお伝えください。

- 『育児休業終了に係る申込の場合、希望する保育所に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる』の欄について、いずれかにチェックをしてください。
「可」を選択した場合、利用調整に当たっての優先度が下がります。

「不可（復職予定通りの復職希望）」の場合

就労証明書の「11 復職（予定）年月日」欄の復職予定の月に入所を希望する場合はこちらにチェックをしてください。

⇒通常通りの利用調整を行います。

「不可（復職予定よりも早く復職希望）」の場合

就労証明書の「11 復職（予定）年月日」欄の復職予定の月より早く入所を希望する場合はこちらにチェックをしてください。

⇒通常通りの利用調整を行います。

※就労証明書の「15 入所内定時育休短縮可否」の欄の「否」にチェックが入っていないことをご確認ください。「否」の場合、入所希望月に入所できたときは育休を短縮して早期に復職することが可能か職場と調整してください。調整がつかない場合は復職予定通りの入所希望としてください。

「可（入所保留の場合は育児休業延長を許容する）」の場合

就労証明書の「11 復職（予定）年月日」欄の復職予定の月に入所できなかった場合は育児休業の延長を許容できる場合はこちらにチェックをしてください。

⇒利用調整に当たっての優先度が下がります。

4月入所（第1回受付）の利用調整に関する希望保育施設の変更は、令和6年12月24日（火）まで可能です。令和6年12月25日（水）から令和7年2月28日（金）までに変更された場合、1回目の利用調整には反映せず、2回目の利用調整から変更を反映します。

保育料について

保育料の決定は、児童の両親及び児童を税の扶養あるいは健康保険の扶養家族としている親族の方の市町村民税所得割額の合計及び児童の年齢で行います。ただし、上記税及び保険の扶養家族となっていない場合でも、家計の主宰者と判断される場合には主宰者の所得に応じた保育料の決定を行います。

また、保育料の算定の基礎となる市町村民税額は、毎年9月で切り替わります。

○令和7年4月～8月の保育料

……………令和6年度市町村民税額（令和5年分の所得が反映）等に基づき算定

○令和7年9月～令和8年3月の保育料

……………令和7年度市町村民税額（令和6年分の所得が反映）等に基づき算定

※1 幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児クラスの保育料は無償となります。なお、延長保育料は無償化の対象外です。

※2 認定こども園（保育認定）の場合は、保育料は各認定こども園へ直接お支払いください。

※3 「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育料は異なります。

※4 保育料の納入は口座振替です。郵便局を含む各金融機関で取り扱っています。口座振替日は毎月末日（休日の場合は翌営業日）です。

※5 市町村民税額等の変更により、決定した保育料が変更となることがあります。

保育料は、保育施設を運営していくための大切な財源です。

期限内に納付されない場合は、保育の継続ができない場合があります。また、決められた保育料を納入しない場合は、差押えなどの滞納処分を行うことがあります。

副食費について

3歳以上児クラスの子どもについて、副食費（おかず・おやつなど）を各保育施設にお支払いください。

支払先については、私立保育所及び私立認定こども園（保育認定）は各保育施設で設定している料金を直接各保育施設にお支払いください。海田町立つくも保育所は海田町にお支払いください。

なお、副食費について、以下の場合においては無償となりますので、個別に通知いたします。

- ① 児童の両親及び児童を税の扶養あるいは健康保険の扶養家族としている親族の方の市町村民税所得割額の合計が57,700円未満の世帯の子ども
- ② 全ての世帯の第3子以降の子ども（第1子が小学校就学前）

※1 副食費の算定の基礎となる市町村民税額は、保育料と同じく毎年9月で切り替わります。

※2 市町村民税額が切り替わることにより、副食費の無償について状況に変更が生じる場合があります。

実費徴収について

各施設において、必要に応じ、副食費以外の実費徴収を行っています。（制服、教材費など）費用の詳細については、各施設にお問い合わせ、ご確認のうえ、申込みをしてください。

※ 希望保育施設について「どこでもよい」を選択すると、実費徴収がある保育施設に調整が行われる場合がありますので、ご注意ください。

延長保育について

保育の必要量に応じた認定区分の利用できる時間帯【保育標準時間認定（7：15～18：15）、保育短時間認定（8：30～16：30）】を超えて保育を希望される場合は、「延長保育」となります。延長保育の申込み方法や利用料金等については、21ページの別添「延長保育事業の利用について」をご覧ください。

土曜日の保育利用

土曜日の利用は、原則、父母等全員が就労等で保育が必要な日に限ります。（保育を必要とする事由以外の私的な理由での利用はできません。）

なお、利用に当たっては、就労証明書によって父母等全員の土曜日就労の確認が必要です。

※土曜日就労の確認ができない場合、土曜日の保育を利用することはできません。

休日保育の利用

休日保育（日曜日・祝日）の利用は、別途「休日保育申込書」による申込みが必要です。また、休日保育の利用枠には限りがありますので、利用日については、「休日保育利用申込兼振替休日取得状況申出書」をご提出いただき、事前の日程調整が必要です。

入所希望月の前々月10日までに、必要書類を提出してください。

※4月、5月の利用については、3月10日までに提出をお願いします。

※休日保育は、明光保育園で実施しています。

入所後

入所後、支給認定の期間が満了となる場合、就労証明書の内容が予定の場合は、それぞれ書類を、手続き期限内に提出してください。

有効期限が満了となる 支給認定の内容	手続き期限	提出書類
『妊娠・出産』の方	産後8週目の属する月の15日まで	【退所する場合】 ◆退所届
		【妊娠・出産の前にすでに就労で入所している方で、育児休業中の継続利用を希望する場合】 ※詳しくは、17ページの「入所後の育児休業取得による保育利用について」をご覧ください。 ◆変更認定申請書 ◆就労証明書（育児休業取得についての記載があるもの）
育児休業中の継続利用の方	復職される前月の15日まで	◆変更認定申請書 ◇就労証明書（現在提出している直近の就労証明の内容に変更があり、認定要件に変更がある場合のみ）
	復職後2週間以内	◆就労証明書（復職についての記載があるもの）
『求職活動中』の方	求職で入所した日から90日目の属する月の15日まで	【就職できなかった場合】 ◆退所届
		【就職が決まった場合】 ◆変更認定申請書 ◆「保育が必要な事由に該当する」ことを証明する書類 ※「保育が必要な事由に該当する」ことを証明する書類については、就労状況で異なります。（7ページの「保育が必要な事由に該当する」ことを証明する書類を参照にしてください。） ※求職中での入所は、原則、一年度に1回となります。（年度が異なっても、連続での入所はできません。）
『疾病・障がい』、その他の事由の方	診断書に記載の期間終了日の2週間前まで	【引き続き認定要件に該当する場合】 ◆変更認定申請書 ◆その要件を証明する書類（診断書等）
		【認定要件に該当しなくなる場合】 ◆退所届
就労予定・復職予定の事由	手続き期限	提出書類
就労予定・復職予定の就労証明書を提出している方	採用・復職後2週間以内	◆就労証明書（勤務開始日以降のもの） ※復職の場合は復職についての記載があるもの

入所後、以下の事由が発生した場合、それぞれ書類を、手続き期限内に提出してください。

変更となる事由	手続き期限	提出書類
仕事を辞める場合	仕事を辞めることが決定したら直ちに	【退所する場合】 ◆退所届
		【就業を希望し、就職活動をする場合】 ◆変更認定申請書 ◆求職活動状況申立書 ◆今後の求職活動計画書 ※求職中での入所は、原則、一年度に1回となります。(年度が異なっても、連続での入所はできません。)
妊娠・出産により仕事を辞める場合 (産休も含む)	仕事を辞めることが決定したら直ちに	【産前の8週間(多胎妊娠の場合 14 週間)以前に辞める場合(産休も含む)】 ◆退所届 (※入院等で他の認定要件に該当する場合は、要件変更の手続きを行ってください。)
		【退所する場合】 ◆退所届
		【産前・産後の期間の入所を希望される場合】 ◆変更認定申請書 ◆母子健康手帳の表紙及び出産予定日の欄の写し
就労状況が変わり保育必要量を変更する場合 〔標準時間⇔短時間〕	就労状況が変わることが決定したら直ちに	◆変更認定申請書 ◆就労証明書 ※審査の結果、必要量が変わらない場合もあります。
その他「保育を必要とする事由」、「保育必要量」、「認定有効期間」が変更する場合	変更する必要性が生じたら直ちに	◆変更認定申請書 ◆変更が必要となる状況が確認できる書類(診断書など) ※審査の結果、必要量が変わらない場合もあります。
町外へ転出する場合	転出日まで	◆退所届 (※転出月の月末まで海田町の保育園に通えます。)

※保育施設に60日以上連続して通所しない場合は、原則退所となります。

保育施設は、保育の必要な事由に該当する児童をお預かりする施設です。入所後も引き続き、保育の必要な事由に該当する必要があります。そのため、入所後は現況調査を行います。それにより保育の必要な事由に該当しないことが判明した場合や調査書の提出がない場合・虚偽の内容があった場合等は、退所の対象となります。(毎年夏頃に現状を調査します)

入所後の育児休業取得による保育利用について

（利用開始後）保護者が育児休業を取得した場合に、妊娠・出産の前にすでに就労の要件で保育施設を利用している児童については、育児休業中も継続して利用することができます。

※ 妊娠・出産に伴い産前産後期間のみの入所を承諾されている場合は育児休業中の継続利用はできません。

(1) **継続利用できる期間** ※【】内は該當時点の年齢（4/1 時点）です。

① 育児休業を取得した時

【5歳児】小学校就学前まで

【0～4歳児】育児休業の対象となる児童が満1歳に達する日の属する月の月末まで

② 育児休業を延長した時

※①の期間終了時点（育児休業の対象となる児童が満1歳に達する日の属する月の月末）以降も育児休業を延長した場合

【4・5歳児】小学校就学前まで

【0～3歳児】育児休業の対象となる児童が満1歳に達する以後の最初の3月31日まで

(2) **継続利用中の利用について**

育児休業中の継続利用については保育短時間認定での利用となります。

また、育児休業中は転所の申込はできません。

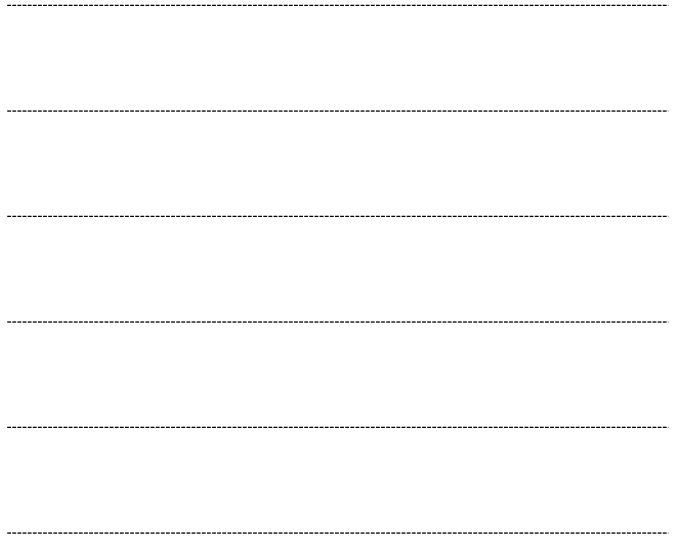
(3) **育児休業のために退所した場合**

保護者の復職時に再度保育施設の利用を希望し、入所申込する場合は、利用調整において、育児休業に入られる前に入所していた保育施設に戻る場合には優先度を上げて利用調整します。

休所日

保育施設の休所日は、日曜日・祝祭日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）です。



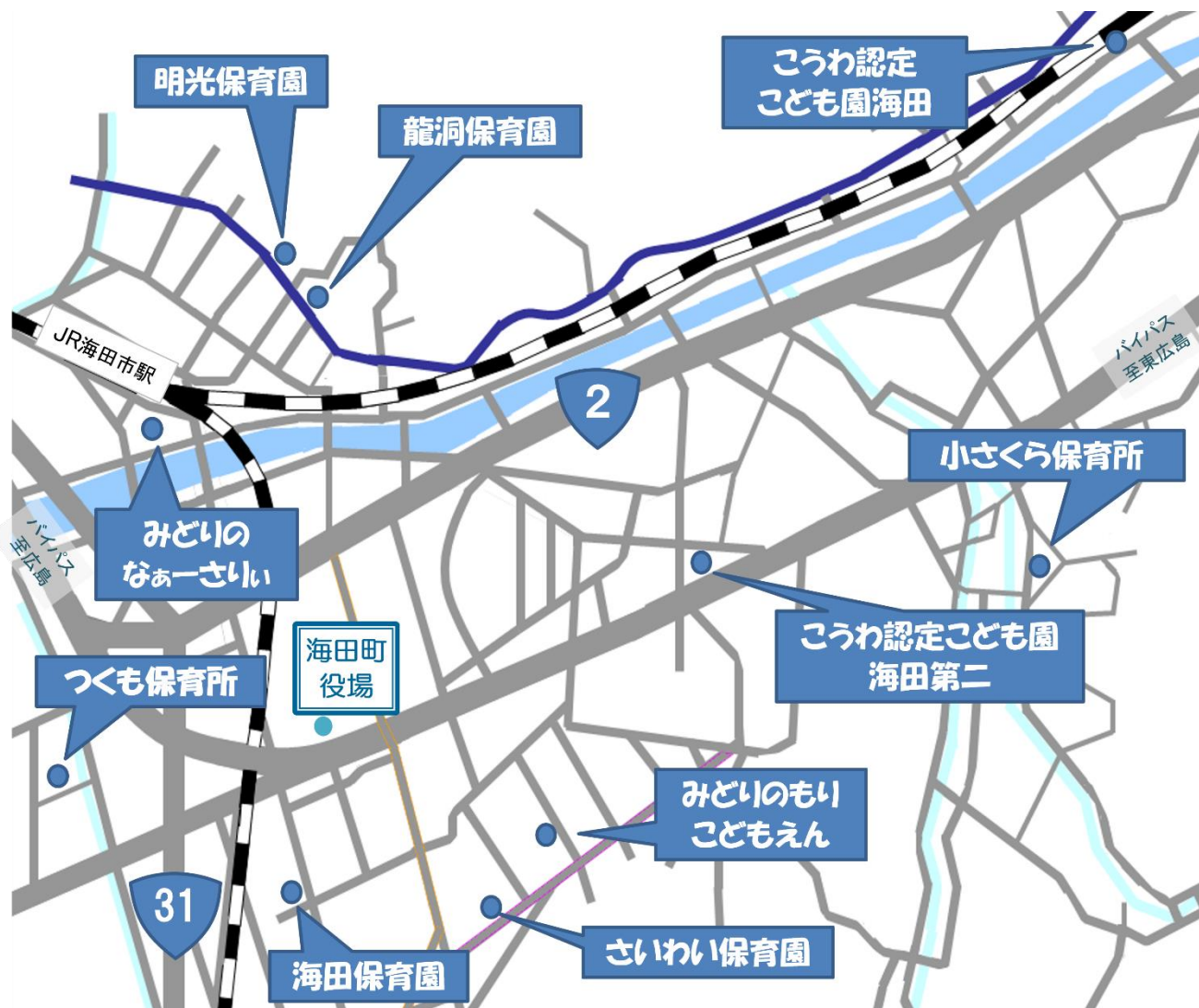
[illegible]

【保育施設の住所・定員等】

保育施設名			定員（人）	開所時間	延長時間	休日 保育
			住所	電話番号	駐車場	
私立	保育所	明光保育園	100	7:15~18:15	18:15~19:15	○
			稲荷町 1-2	082-824-7801	○	
		龍洞保育園	90	7:15~18:15	18:15~19:15	—
			中店 7-13	082-823-3354	○	
		小さくら保育所	72	7:15~18:15	18:15~19:15	—
			寺迫 2 丁目 12-35	082-516-8027	○	
		海田保育園	30 3 歳未満児クラスのみ	7:15~18:15	18:15~19:15	—
			日の出町 5-28	082-847-2235	○	
		さいわい保育園	168	7:15~18:15	18:15~19:15	—
			南幸町 10-26	082-821-1550	○	
		みどりのなあーさり い	30 3 歳未満児クラスのみ	7:15~18:15	18:15~19:15	—
			窪町 1-23	082-847-2650	○	
	認定こども園	こうわ認定こども園 海田	120	7:15~18:15	18:15~19:15	—
			畝 2 丁目 15-23	082-821-2500	○	
		みどりのもりこども えん	66	7:15~18:15	18:15~19:15	—
			南幸町 11-3	082-821-2340	○	
		こうわ認定こども園 海田第二	60	7:15~18:15	18:15~19:15	—
			西浜 3-21	082-516-7005	○	
公立	保育所	つくも保育所	129	7:15~18:15	18:15~19:15	—
			南つくも町 11-15	082-823-3831	○	

- ※ 保育の基本的な内容、保育料などは、公立・私立ともに一律です。
- ※ 保育施設への受け入れは、生後6ヵ月からとなります。
- ※ 海田保育園及びみどりのなあーさりいは3歳未満児クラスのための受け入れを行っています。3歳児クラス以降の継続は別の保育施設に転園となります。
- ※ 令和8年4月に向けて0・1・2歳児の定員増員（45名程度）を予定しています。
- ※ つくも保育所は、今後、定員変更を含めた運営の見直し（児童発達支援センターの設置を含む）を検討しています。
- ※ 休日保育（日曜日・国民の休日に行う保育）については、明光保育園で実施します。

【位置図】



延長保育事業の利用について

保育の必要量に応じた利用時間【保育標準時間認定（7:15～18:15）、保育短時間認定（8:30～16:30）】を超えて保育を希望される場合は、「延長保育」となります。利用を希望される場合は、入所決定後に別途、延長保育申込書を提出してください。（私立保育施設に入所が決まった場合は、入所保育施設へ延長保育申込書を提出してください。）

※育児休業、産前産後や求職活動中は原則、延長保育は利用できません。

【保育の利用時間と延長保育時間】

7:15	保育標準時間認定（11時間） 【7:15～18:15】			18:15	19:15
延長保育 【②ア】 （有料）		保育短時間認定（8時間） 【8:30～16:30】	延長保育 【②イ】 （有料）	延長保育 【①】 （有料）	
7:15	8:30		16:30	18:15	19:15

(1) 延長保育の利用時間

- ① 開所時間を超える延長保育【対象者：保育標準時間認定、保育短時間認定】

18時15分～19時15分〔1時間〕

- ② 開所時間内の延長保育【対象者：保育短時間認定】

ア. 利用時間前：7時15分～8時30分〔1時間15分〕

イ. 利用時間後：16時30分～18時15分〔1時間45分〕

(2) 利用形態

- ① 月単位利用・・・利用時間を固定し、事前に利用申込みを行い、1ヶ月単位で利用する形態
（申込みをされた場合、利用の有無に関わらず料金がかかります。）
- ② 臨時利用・・・臨時的に1時間単位で利用する形態（事前連絡等は必要）

(3) 延長保育時間の計算方法

「保育短時間認定」の利用時間は、利用時間前【②ア】と利用時間後【②イ】の合計時間とします。なお、1時間に満たない場合は、1時間とします。

(4) 利用料金（1時間あたり）（延長保育料は無償化の対象外）

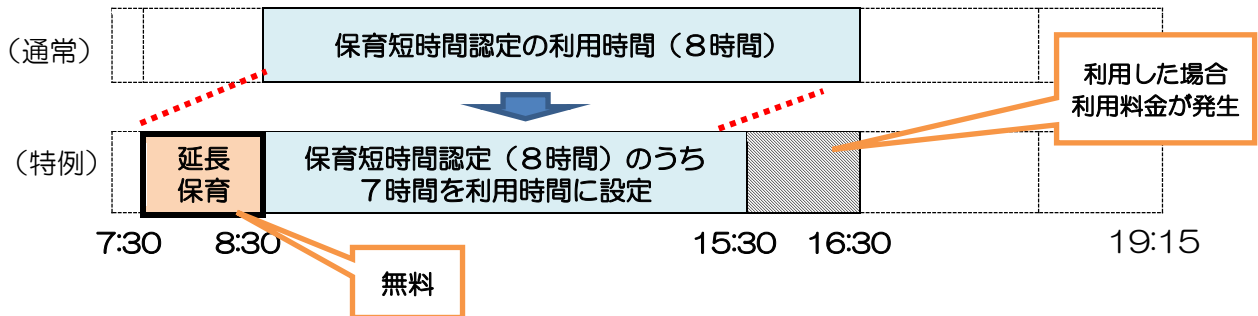
月単位利用（月額）	臨時利用（1時間）
3,000円（第2子：2,000円）（第3子以降：1,000円）	500円（第2・3子以降も同額）

(5) 利用料金の特例

「保育短時間認定」に限り、月単位利用の延長保育の利用申込み時に、開所時間内で延長保育として利用する時間分（30分単位）だけ、短時間認定の利用時間を短縮させた利用時間を設定した場合、その時間分の延長保育料は無料とします。（設定できる時間は1つのみで、7:30～9:00までに登園するように設定する必要があります。）

なお、設定した時間を越えた場合は、短時間認定の利用時間内であっても、延長保育の臨時利用料金に準じた利用料金が発生します。（詳しくは次ページのイメージ図をご覧ください）

【延長保育利用料金の特例の時間設定イメージ図】



(6) 申込み先

- ◆私立保育施設：各保育施設に直接申込み下さい。
- ◆公立保育所：つくも保育所又はこども課

(7) 延長保育利用料の支払い先

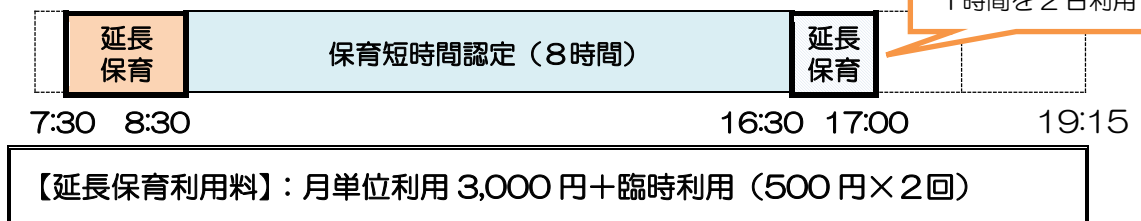
- ◆私立保育施設：各保育施設
- ◆公立保育所：月単位利用は保育料と一緒に徴収、臨時利用はつくも保育所

【利用イメージ】

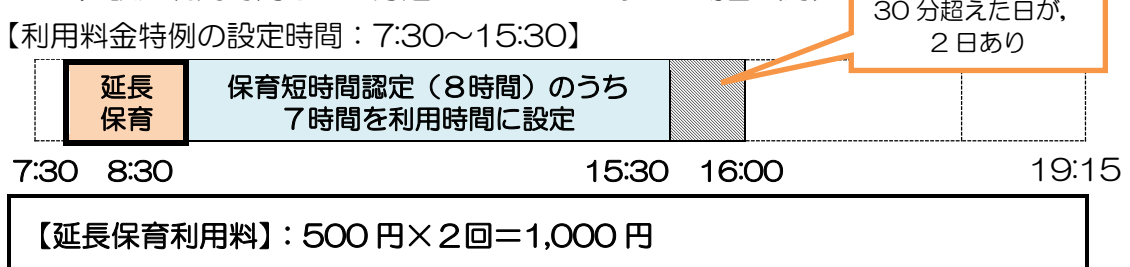
- ① 保育短時間認定者が利用時間前（②ア）30分と利用時間後（②イ）30分を月単位で利用した場合（月）



- ② 保育短時間認定者が利用時間前（②ア）1時間を月単位で、利用時間後（②イ）を臨時利用で1時間を2回利用した場合（月）



- ③ 保育短時間認定者が、利用料金の特例を活用し、利用時間前（②ア）1時間を月単位で利用したが、設定利用時間を30分超えた日が2日あった場合（月）



【お問い合わせ先】

海田町役場 福祉保健部 こども課

電 話 082-823-9227

FAX 082-823-9627

〒736-8601

広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

開庁時間8:30~17:15（土日祝日除く）